

日本災害医療薬剤師学会

災害医療支援薬剤師登録制度規程

平成 26 年 7 月 1 日
制定
令和 8 年 1 月 17 日
改訂

(目的)

第1条 この制度は、災害時に医療の担い手の一員として活動できる薬剤師の育成を目的とする。

(制度の管理)

第2条 この制度に関する規約は、日本災害医療薬剤師学会(以下「本学会」という。)が定める。

(登録の基準)

第3条 日本国の薬剤師免許を有する本学会員が、本学会での研修会における災害医療支援プログラムに沿った別に定める研修を原則 4 年の間に修了し、本学会に申請し認定委員会において審査して認められた場合は、災害医療支援薬剤師として登録する。

2 災害医療支援薬剤師の登録を申請するものは、薬剤師免許取得後 3 年以上経過していないければならない。

3 災害医療支援薬剤師認定単位の有効期間は 4 年間で、令和 5 年以降開催の A～E コースを有効とする。ただし、令和 8、9 年の新規認定に限っては、平成 28 年以降の単位も有効とする。

(災害医療支援薬剤師登録の有効期間)

第4条 災害医療支援薬剤師登録の有効期間は、2 年とする。ただし、次条に定めるところにより更新することができる。

(災害医療支援薬剤師登録の更新)

第5条 別に定めるところにより、有効期間内に本学会の災害医療研修会(A～E 以外の研修が行われた際はそのコースでも可)の 1 回以上の参加(スタッフ参加も可)、および本学会の学術大会またはシンポジウムの 1 回以上の参加をもって、認定委員会において審査して認められた場合は、災害医療支援薬剤師登録を更新する。

(災害医療支援薬剤師登録証の交付)

第6条 災害医療支援薬剤師として登録した者に対し、災害医療支援薬剤師修了証を交付する。

(認定委員会)

第7条 本学会に認定委員会を置き、災害医療支援薬剤師研修制度全般について管理運営にあたるとともに、災害医療支援薬剤師の登録および更新の審査にあたる。

2 認定委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

　本学会の研修担当者、学会員、学識経験者のうちから、本学会理事会の議を経て選出された者5名以上。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(研修プログラムの提供)

第8条 本学会が災害医療支援薬剤師に必要なものとして提供する研修プログラムは、教育・

研修委員会で決定し、本学会の関係機関が協力して企画、実施にあたる。

(研修記録)

第9条 災害医療支援薬剤師登録を目指すものは、本学会研修会、学術大会、シンポジウムに参加するごとにチェックを受け、その情報は本学会事務局で管理する。

(申請および更新の手続)

第10条 災害医療支援薬剤師の登録を申請するものは、次に定める書類を提出するとともに、登録料(審査料)1万円を納入しなければならない。災害医療支援薬剤師登録を更新の場合の更新登録料は5千円とする。入金後の返金は理由の如何に関わらず受けつけない。

(1) 申請書

(審査および登録証の交付)

第11条 前条の申請があった場合には、認定委員会において審査する。

2 審査は毎年2回以上行なう。

3 第6条に定める災害医療支援薬剤師登録証の交付は、認定委員会において3分の2以上の同意を必要とする。

(災害医療支援薬剤師登録証の再交付)

第12条 災害医療支援薬剤師登録証を紛失、汚損等した場合は、申請により再交付することができる。

(登録の取り消し)

第13条 災害医療支援薬剤師として登録されて後、次の各号のいずれかに該当した場合は、認定委員会の議を経て登録を取り消すことがある。

- (1) 日本国の薬剤師資格を喪失したとき。
- (2) 不正の方法で登録証を受けたことが判明したとき。
- (3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められるとき。
- (4) 本学会を退会したとき。

(個人情報の管理)

第15条 本学会は、個人情報保護法およびその関係法令ならびに個人情報保護規程等に則り、研修受講者および災害医療支援薬剤師の個人情報の管理に十分注意しなければならない。

(事務)

第16条 災害医療支援薬剤師研修制度に関する事務は、主として本学会事務局において行なう。

附 則

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

令和 8 年 1 月 17 日から改訂する。